

水道法上における事業の休止及び廃止の整理

【事業の休止及び廃止現状】

水道法第11条によると、「水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。」とある。

これは基本的に簡水統合や香川県のような一部事務組合による広域化のための廃止を想定したものと考えられており、これ以外はほぼないと考えられている。この為、簡易水道の現在給水人口が100人以下になり、今後も増加の見込みがない場合でも、都道府県行政側が事業廃止を認めにくい等の現状がある。水道行政側の考え方としては「簡易水道であれば水道法の枠組みの中で水質等の管理を指導できるものを、わざわざ飲供にして水道法の枠組みから外したくない。」との考えからきているものである。しかし、給水人口が100人以下の水道事業では、水道法の中で適切な事業経営をしていくことは現実的には難しい。このため、適切な事業廃止については許可を与える仕組みづくりが必要と考えられる。

【改正水道法における事業の休止及び廃止】

改正水道法（案）においては第11条において「水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。」とある。この変更点（下線部）は先に述べた、簡易水道事業の廃止と、人が住んでいない給水地域について給水区域の縮小を想定したものである。前者は住民の合意が取れていれば認めるべきであるとの考え方、後者は人が住んでいない、あるいは給水を行わなくても良いことが確認出来れば給水区域の縮小を認めるべきであるとの考え方を都道府県行政側にも理解していただくことが必要である。その為には適切な省令改正が必要である。